

Client Alert

2024年11月号 (Vol.131)

1. はじめに
2. 知的財産法：中小企業庁、知的財産取引に関するガイドライン・契約書ひな形を改正
3. 競争法／独禁法：フリーランス法の施行
4. エネルギー・インフラ：水素・アンモニアを巡る法支援制度の最新動向
5. 労働法：職安法施行規則及び職業紹介指針の改正について
6. 会社法：会社法制研究会を発足
7. 危機管理・コンプライアンス：欧州委員会、EUDR（欧州森林破壊防止規則）の適用開始時期の延期案とガイダンス文書を公表
8. 一般民事・債権管理：No.1表示に関する実態調査報告書の公表
9. M&A：東証、親子上場等に対する考え方と今後の方針案を明示
10. キャピタル・マーケット：東証、英文開示の拡充に向けたコンテンツ（「英文開示様式例（一部又は概要）」等）を提供
11. 税務：国税不服審判所、取引相場のない株式について、評価通達総則6項の適用を認め、納税者敗訴
12. 国際訴訟・仲裁：日本企業が勝訴した投資協定仲裁に関する最新の執行成功事例
13. 国際通商／経済安全保障：中国輸出管理法の実施に関する条例が公表
14. 米国：HSR法に基づく企業結合届出制度の改正を公表
15. 中国・アジア（インド）：インド企業結合規制の改正
16. 新興国（ルワンダ）：知的財産法の全面改正

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2024年11月号 (Vol.131) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いに存じます。

Client Alert

2. 知的財産法：中小企業庁、知的財産取引に関するガイドライン・契約書ひな形を改正

中小企業庁は、2024年10月、「知的財産取引に関するガイドライン」（「ガイドライン」）及び「契約書ひな形」を改正しました。

中小企業庁では、「知的財産取引の適正化」を重要課題の1つとして掲げ、ガイドライン及び契約書ひな形の策定を行い、取引適正化を進めてきましたが、今般、中小企業庁がヒアリングを行う中で、第三者との間に生じる知的財産権紛争のリスクについて、受注者に責任転嫁できると解釈し得る契約を締結していた大企業が複数社発見されました。

そのため、上記と類似の契約が他の企業にも存在する可能性があること、今後も新規に締結される可能性があることを踏まえ、大企業・中小企業ともに注意すべきポイントの明確化と、未然防止策の強化を目的として、第三者との間に生じる知的財産権紛争のリスクに関して、ガイドライン及び契約書ひな形の改正が行われました。

第三者との間に生じる知的財産権紛争のリスクの分担は、知的財産権が関わる取引の契約交渉において論点となることが少なくありません。それゆえ、今回のガイドライン及び契約書ひな形の改正は、このような契約交渉時に参考となるものといえますが、具体的な条項自体は、事案ごとに個別の事情を踏まえて検討をする必要があります。

パートナー 岡田 淳

☎ 03-5220-1821

✉ atsushi.okada@mhm-global.com

カウンセラー 佐々木 奏

☎ 03-6266-8510

✉ susumu.sasaki@mhm-global.com

3. 競争法／独禁法：フリーランス法の施行

2024年11月1日、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法。「本法」）が施行されました。これまで本レターでもご紹介してきたとおり¹、本法は、①発注事業者からフリーランス（従業員を使用しない受注事業者）への業務委託に係る取引の適正化と②フリーランスの就業環境の整備を目的とした法律となります。

本法の解釈等については、既に2024年5月31日に公取委と厚労省により考え方や指針等が公表されていましたが²、本法施行直前となった2024年10月1日、公取委は、

¹ [Client Alert 2023年5月号 \(Vol.113\)](#)、[Client Alert 2024年10月号 \(Vol.130\)](#) をご参照ください。

² 公取委・厚労省「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」、厚労省「特定業務委託事業者が募集情報の的確な表示、育児介護等に対する配慮及び業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等に関して適切に対処するための指針」、公取委「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と独占禁止法及び下請法との適用関係等の考え方」

Client Alert

本法2章（上記①の観点からの規定）の違反事件に係る公取委の対応方針を公表し、公取委としての執行方針を明らかにしました（「本対応方針」）³。

本法において、公取委は、本法2章の規定に違反した事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができ、また事業者が勧告に従わなかった場合、勧告に係る措置をとるよう命令をすることができるとされているほか、必要な場合には指導・助言をすることができるとされています。本対応方針では、違反行為が認められた場合、公取委は当該違反行為の是正・フリーランスが被った不利益の原状回復措置を講じるよう勧告・助言・指導を行い迅速かつ適切に処理していくこと、また、その際に必要に応じて、再発防止策措置（遵法管理体制の確立、遵法マニュアル等の作成・社内への周知）等を求める方針であることが明らかにされました。また、本対応方針では、公取委は、命令を行った場合のみならず、勧告を行った場合にも、違反した事業者の事業者名、違反事実の概要、命令・勧告の概要等を公表することが明らかにされています。本対応方針により、本法のうち公取委が所管する部分については、本法の定めにかかわらず勧告時に公表するという公取委の方針が明らかにされた点が重要であるといえます。

また、公取委・厚労省が2024年10月18日に公表した、フリーランス取引の状況についての実態調査の結果によれば、本法施行の約半年前の時点ではあるものの、本法の内容を知らないという回答の割合は、委託者で54.5%、フリーランスで76.3%と高く、また本法で禁止されている各行為を行っている事業者が相当数いることが窺われます⁴。

上記のとおり、公取委は本法違反について積極的に適切な執行を行っていく方針であることを明らかにしている一方、本法に関する理解はまだ一般に広く浸透しているとは言いがたい状況にあるといえます。フリーランスを起用している企業には、今一度、本法の遵守体制が構築されているかを確認することが求められます。

パートナー 宇都宮 秀樹

☎ 03-5223-7784

✉ hideki.utsunomiya@mhm-global.com

パートナー 竹腰 沙織

☎ 03-6266-8903

✉ saori.takekoshi@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 後潟 伸吾

☎ 092-739-8144 (福岡)

✉ shingo.ushirogata@mhm-global.com

³ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241001_freelance.html

⁴ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241018_freelance.html

Client Alert

4. エネルギー・インフラ：水素・アンモニアを巡る法支援制度の最新動向

2024年10月23日、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（「水素社会推進法」）が施行されるとともに、同法に基づく支援制度（価格差に着目した支援制度及び拠点整備支援制度）についての情報をまとめた資源エネルギー庁のウェブサイト⁵（「本サイト」）が公表されました。

そこで、本稿では、本サイトにおいて新たに公表された情報につき、簡潔にご紹介します。

(1) 支援制度の申請の受付について

水素社会推進法 10 条 1 号イの価格差に着目した支援制度については、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）への交付申請手続が必要となりますが、今後、当該申請手続は本サイトにて案内されることが予定されています。また、価格差に着目した支援を受けるための低炭素水素等供給等事業計画（水素社会推進法 7 条 1 項）の申請⁶に当たっては、申請受付期間が設定されることとなりますが、具体的な期日は、確定次第本サイトにて公表されることになっています。

水素社会推進法 10 条 1 号ロの拠点整備支援制度についても、低炭素水素等供給等事業計画の申請受付開始時期は、確定次第本サイトにて公表されることが予定されています。

(2) 政省令、告示、交付要綱、FAQ、パブリックコメントの回答の公表

本サイトでは、水素社会推進法に関する政省令や告示、計画申請関係の様式のほかに、価格差に着目した支援の認定申請に関する Q&A（「FAQ」）⁷、水素社会推進法に関する政省令及び告示に対するパブリックコメントの結果⁸も新たに公表されています。

特に FAQ、パブリックコメントの結果については、これまで明らかにならなかった水素・アンモニアの法支援制度に関する新たな情報が含まれているため、注目に値します。

(3) 関連法規の特例について

水素社会推進法では、低炭素水素等供給等事業計画の認定を受けて行われる事業に関して、同法に基づく港湾法、高圧ガス保安法、道路占用の特例の適用がありますが、本サイトでは、これらの特例の内容についても簡潔に紹介されています。

⁵ https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/hydrogen_society/carbon_neutral/index.html

⁶ 低炭素水素等供給等事業計画の申請手続は、G ビズ（<https://gbiz-id.go.jp/top/>）を通して行われることとなりますが、申請先の G ビズのリンクも申請受付を開始したら本サイトに掲載されることが予定されています。

⁷ https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/hydrogen_society/carbon_neutral/faq.pdf

⁸ <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=620124032&Mode=1>、
<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=620124028&Mode=1>、
<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=620124031&Mode=1>

Client Alert

(4) 制度に関する質問・相談について

本サイトでは、低炭素水素等供給等事業計画の申請、事業の実施に向けた相談・質問について受け付けている旨の案内が、相談・質問の様式とともに行われています。

回答可能な質問・相談として、法令、記載要領、FAQ等の趣旨の確認、様式への記入方法、申請しようとする計画の事業内容に関する相談が挙げられている一方、自らが申請した又は申請しようとする低炭素水素等供給等事業計画以外の計画に関する情報や計画の審査の状況・スケジュール、認定の見込み等に関する情報、申請しようとする計画への具体的な記載内容に関する相談等は、回答困難な質問・相談とされています。

上記のとおり、本サイトにおいて新たな情報が公表されたことで、水素・アンモニアを巡る支援制度のより具体的な内容が明らかとなりました。申請手続の開始も間近に迫ってきていることと推察されますが、具体的な申請開始の時期をはじめとして、本サイトにおける情報は予告なく随時更新、修正されることが予定されています。

支援制度の申請を行うことを検討する事業者におかれては、新たに公表された情報を含め、各種情報を精査し、必要に応じて資源エネルギー庁への質問・相談を活用しつつ、本サイトにおける情報のアップデートについては、見逃さないよう注視していく必要があります。

パートナー 小林 卓泰
☎ 03-5223-7768
✉ takahiro.kobayashi@mhm-global.com
シニア・アソシエイト 鮫島 裕貴
☎ 03-5220-1858
✉ yuki.sameshima@mhm-global.com

5. 労働法：職安法施行規則及び職業紹介指針の改正について

2024年10月11日、厚生労働省は、職業安定法施行規則（「職安法施行規則」）の一部を改正する省令及び職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針（「職業紹介指針」）の一部を改正する件（「本改正」）について、同年8月21日から9月20日までの期間で募集していたパブリックコメントの結果（「本パブコメ結果」）を公表しました。

本改正は、①お祝い金禁止の実効性を確保するための方策を含め、法令遵守徹底のためのルールと施行の強化、②職種ごとの紹介手数料実績を含め、雇用仲介事業のさらなる見える化の促進といった観点から検討が進められました。職安法施行規則については、手数料に関する情報提供事項（有料職業紹介事業者が取り扱う職種ごとの常用就職、1件当たりに係る平均手数料率等）の追加がなされ、職業紹介指針においては、募集情報

Client Alert

等提供事業者による金銭等提供の禁止（いわゆるお祝い金を含め、社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭等を提供することによって利用の推奨を行ってはならない。）の実効性担保のための方策、職業紹介事業及び募集情報等提供事業の利用料金・違約金明示について規定が追加されることとなります。

本パブコメ結果においては、本改正の詳細について記載されていますが、その一部については今後の通達等にて規定されることとなっています。本改正は2025年4月1日から適用される予定となりますので、企業としては、今後の通達等も踏まえ、本改正を前提とした対応の準備を進める必要があります。

パートナー 荒井 太一

☎ 03-5220-1853

✉ taichi.arai@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 澤 和樹

☎ 03-6212-8387

✉ kazuki.sawa@mhm-global.com

6. 会社法：会社法制研究会を発足

2024年9月、公益社団法人商事法務研究会は、会社法の見直しに向けた研究会（「本研究会」）を再開し、同月19日に第1回研究会を、10月30日に第2回研究会を開催しました。本研究会における第1回研究会及び第2回研究会の議論は多岐に亘りますが、主な論点は以下のとおりです。

1. 従業員等に対する株式の無償交付

従業員に対する株式の無償交付の可否に関して、既存株主保護の在り方について、①総会決議を要しないものの有利発行規制に服するものとする案、②総会決議を要するものとしつつ有利発行規制は及ばないとする案の2案を軸に検討されています。

2. 株式交付制度の見直し

株式交付制度について、①子会社株式の追加取得を株式交付の対象とする、②株式会社を子会社化する場合一般を株式交付の対象とする、③外国会社を子会社化する場合を株式交付の対象とする、④株式交付親会社の反対株主の株式買取請求権を認めないものとする、⑤株式交付親会社における債権者保護手続を廃止する、といった見直しの可否について検討されています。

3. 現物出資規制の見直し

現物出資規制について、検査役調査制度や引受人、取締役等及び証明者の不足額填補責任の見直しの可否について検討されています。

Client Alert

4. 実質株主確認制度

株式会社や他の株主が株主名簿上の株主の背後に存在する議決権指図権限等を有する者（いわゆる実質株主）を確認する制度の創設について検討しています。第2回研究会では、株主名簿上の株主に請求できる情報の範囲や情報の提供を怠った者への制裁等の異なる複数の制度案について議論されました。

5. パーチャル株主総会、パーチャル社債権者集会

いわゆるパーチャル株主総会について、現状は産業競争力強化法上に会社法の特例として定められているところ、非公開会社にも一定のニーズがあること等を踏まえ、会社法上に定めを置くことの可否や社債権者集会についても同様の規律を設けることの可否について検討されています。

本研究会は、会社法の見直しについて議論を再開したばかりですが、本研究会における議論は今後の会社法改正の方向性を基礎付ける重要な役割を担っていますので、各社においては、本研究会における議論を注視し、今後の会社法制や実務の見直しに向けた動向に留意する必要があります。

<参考資料>

公益社団法人商事法務研究会：「会社法制研究会」（2024年9月19日）

<https://www.shojihomu.or.jp/list/kaishahoseiken>

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ yusuke.ishii@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ ayana.kagawa@mhm-global.com

7. 危機管理・コンプライアンス：欧州委員会、EUDR（欧州森林破壊防止規則）の適用開始時期の延期案とガイダンス文書を公表

欧州委員会は、2024年10月2日、EUDR（欧州森林破壊防止規則）の適用開始時期を12ヶ月延期する提案及び事業者向けガイダンス文書を公表しました。

2023年6月29日に発効したEUDRは、森林破壊・劣化に繋がる特定の製品（牛、カカオ、コーヒー、パーム油、ゴム、大豆、木材、及びその関連製品）の市場流通・輸出に関して要求事項や罰則を定めており、2024年12月30日からの適用開始に向けて、各国の事業者において体制整備等の対応が進められてきました。今回の欧州委員会による適用開始時期の延期案は、既に欧州理事会で承認され、2024年11月14日の欧州議会で採決されることが見込まれており、（欧州議会で採決されれば）大企業に対しては

Client Alert

2025年12月30日から、中小企業に対しては2026年6月30日からEUDRが適用されることとなります。

また、延期案と同時に公表された事業者向けガイダンス文書は、EUDR本文内の各用語の定義に関する趣旨説明や、具体的なQ&Aを記載しており、各事業者における今後の対応の指針となるものです。特に、「Operator」該当性についての補足説明と具体的なモデル事例を用いた説明部分は、今後対応の要否を検討する際に参考になるものと考えられます。

EUDR4条は、「Operator」に対し、対象製品が3条の規定する要件（①森林破壊がないこと、②生産国の関連法規を遵守して生産されていること、③それらをデューデリジェンス声明でカバーしていること）に適合していることを証するためのデューデリジェンスの実施と報告書の提出を義務付けていますが、4条の適用対象となる「Operator」については、2条（15）に端的な定義（商業活動の過程において、対象製品を市場に投入し又は輸出する、自然人又は法人）が記載されているのみで、具体的にどのような場合に「Operator」に該当するかについては、当該定義の解釈に委ねられていました。今回公表されたガイダンス文書では、どのような場合に「Operator」に該当するかについて、関連する各用語（「市場投入」や「輸出」等）の定義・趣旨にも触れながら具体的な説明がなされており、さらにANNEX Iにおいて、複数の具体的なモデル事例を用いた説明が加えられております。

EUDRは、欧州内に留まらず、世界的な森林破壊を防止するための取組として画期的な規制である一方で、罰則も定められており、EUにおいて関係する事業活動を行う日本企業を含む各事業者においては慎重かつ十分な対応が必要です。EUDR本文に加え、今回公表されたガイダンス文書も参照し、適切な体制を整備していくことが重要となります。

パートナー 藤津 康彦

☎ 03-6212-8326

✉ yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com

アソシエイト 稲垣 尊仁

☎ 03-6212-8308

✉ takahito.inagaki@mhm-global.com

8. 一般民事・債権管理：No.1表示に関する実態調査報告書の公表

近時、「顧客満足度 No.1」等の第三者の主観的評価を指標とする、いわゆる「No.1表示」や「医師の〇%が推奨」といった「高評価%表示」（「No.1表示等」）が多くみられますが、これらの表示が合理的な根拠に基づかない場合、不当景品類及び不当表示防止法（「景表法」）の問題が生じます。そのため、消費者庁は、2024年9月26日、No.1表示等に関する実態調査を行い、景品表示法に対する理解を促進し、一般消費者による

Client Alert

自主的かつ合理的な商品等の選択を保護する観点から、景表法について一定の考え方を示すために「No.1 表示に関する実態調査報告書」（「本報告書」）を公表しました（リンクは[こちら](#)）。

本報告書においては、No.1 表示等に関して、次のような景表法上の考え方を示されています。

すなわち、No.1 表示については、商品等の内容の優良性又は取引条件の有利性を示す表示でありながら、合理的な根拠に基づかず、事実と異なる場合には、実際のもの又は競争事業者のものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認され、不当表示として景品表示法上問題となるとされています。そして、No.1 表示を行う場合、アンケート調査やヒアリング調査等を実施して、回答者（調査対象者）の有する感想、意見、見解等の主観的評価を調査する機会が多いと考えられるものの、当該調査の結果が合理的な根拠と認められるためには、少なくとも次の①から④までを満たしている必要があるとされています。

- ① 比較する商品等が適切に選定されていること
- ② 調査対象者が適切に選定されていること
- ③ 調査が公平な方法で実施されていること
- ④ 表示内容と調査結果が適切に対応していること

また、高評価%表示については、商品等の品質や規格の優良性を直接示すものではないものの、間接的に商品等の品質や規格の優良性を示している表示と考えられることから、No.1 表示と同様、合理的な根拠に基づかず、事実と異なる場合には、不当表示として景品表示法上問題となるとされています。

そして、合理的な根拠についての考え方は、基本的には No.1 表示と共通するものの、高評価%表示の中には、一定の有資格者や専門家の主観的評価を訴求するものが数多く存在しており、一般消費者に与える影響も大きいと考えられることから、調査対象者の選定に当たって、特に留意すべきとされています。具体的には、一定の有資格者や専門家の主観的評価を訴求するような表示を行いながら、実際に行われた調査が、例えば次のようなものであった場合には、当該表示との関係で合理的な根拠があるとはいえず、景品表示法上問題となるおそれがあると指摘されていることには留意が必要です。

- ① 調査回答者が医師かどうかを自己申告により確認するだけで、医師であることを客観的に担保できていない場合
- ② 調査対象者である医師の専門分野（専門の診療科等）が、対象商品等を評価するに当たって必要な専門的知見と対応していない場合
- ③ 調査対象者である医師が、回答に際し、調査会社等から、対象商品等の品質・内容について合理的な根拠がない情報の提供を受けている場合

Client Alert

このように No.1 表示等を行うに当たっては、自らの責任において当該 No.1 表示等が合理的な根拠を有しているといえるかを確認する必要があります。本報告書においては、No.1 表示等に関する景表法上の考え方が示されており、自社製品等の広告内容を検討するに当たっては、その内容を押さえておくことが重要であると考えられます。

パートナー 木山 二郎
☎ 03-6266-8778
✉ jiro.kiyama@mhm-global.com
アソシエイト 石田 祐一郎
☎ 03-5223-7755
✉ yuichiro.ishida@mhm-global.com

9. M&A：東証、親子上場等に対する考え方と今後の方針案を明示

2024年10月17日、東京証券取引所（「東証」）は、[従属上場会社における少数株主保護の在り方等に関する研究会](#)（第2期）第6回会合を開催し、[親子上場等に関する考え方と今後の方針案](#)を公表しました。

東証は、実質的な支配力を持つ株主を有する上場会社を巡る課題があるとして、有識者による研究会を開催し、少数株主保護のための施策を進めてきました。10月17日の会合資料では、親子上場等に対する考え方と方針の案として主に以下を示しました。

- (1) 親子関係や持分法適用関係等にある上場会社は、少数株主との間にある利益相反関係を踏まえ、少数株主保護を適切に図る必要がある。
- (2) 少数株主保護の観点から必要な上場制度の整備について検討を継続していく（独立社外取締役の独立性確保等）。
- (3) 上場子会社や上場する関連会社を有する上場会社では、少数株主保護を適切に図る必要性が生じることも踏まえて、どのようにグループの全体最適を図り、中長期的な企業価値向上を実現していくかについても、取締役会で継続的に検討・議論するとともに、自社の株主・投資者への説明責任を果たしていくことが求められる。
- (4) 昨年12月に公表の「少数株主保護及びグループ経営に関する情報開示の充実」を踏まえた開示は現時点で限定的であり、株主・投資者の予測可能性を確保する観点からは改善が必要。

会合では、少数株主保護及びグループ経営に関する情報開示の状況に関しても、記載のポイントを踏まえて開示を行う事例集を公表する想定としており、今後の動きに注目する必要があります。

Client Alert

パートナー 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhm-global.com
アソシエイト 上村 莉愛
☎ 03-6212-8346
✉ rie.uemura@mhm-global.com

10. キャピタル・マーケット：東証、英文開示の拡充に向けたコンテンツ（「英文開示様式例（一部又は概要）」等）を提供

東京証券取引所（「東証」）は、2024年10月7日、概要下記①から③のとおり、上場会社の日英同時開示に役立つコンテンツを公表しました⁹。

これらは2025年4月から適用されるプライム市場における決算情報・適時開示情報の英文開示の義務化（詳細は当事務所 [Client Alert 2024年3月号 \(Vol.123\)](#) 「東証、プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度を整備」をご参照ください。）を支援する観点から提供されたものです。

① 英文開示実践ハンドブック（2024年10月改訂版）

本書は英文開示を実施する際のノウハウや留意事項がまとめられたものですが、今般、今後の英文開示の在り方（2-2 参照）、各書類のポイント（2-5 参照）、スケジュール策定等に関する具体的なノウハウ（2-7、3-4 参照）等の記載が充実化されました。

② 英文開示様式例（一部又は概要）

上記の義務化において和文の内容の**一部又は概要**を英文開示すれば足りるとされているところ、適時開示情報の**一部又は概要**を英文開示する場合には海外投資家が事案の概要を把握するために必要な情報を開示することが望まれるとの考え方の下、そのために特に必要と考えられる開示項目に★印を付した英文開示様式例が公表されました。

③ プライム市場における英文開示の拡充に関して寄せられた主なご質問と回答

（2024年10月更新版）

決算説明会資料の英文開示は必須ではないこと、四半期決算短信に対するレビューを経た場合の英文での開示タイミング及び英文へのレビュー報告書の添付は任意であること、「開示事項の経過」や「開示資料の追加」については英文開示が必要であること等について、新たにFAQが示されました。

⁹ <https://www.jpex.co.jp/corporate/news/news-releases/0060/20241007-01.html>

Client Alert

東証は引き続き英文開示の充実と利便性向上に関する取組を推進していく旨を表明していることから、今後の動向にも注視が必要です。

パートナー 鈴木 克昌
☎ 03-6212-8327
✉ katumasa.suzuki@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 森田 理早
☎ 03-6213-8124
✉ risa.morita@mhm-global.com

アソシエイト 橋川 文哉
☎ 03-6266-8559
✉ fumiya.kitsukawa@mhm-global.com

11. 税務：国税不服審判所、取引相場のない株式について、評価通達総則 6 項の適用を認め、納税者敗訴

国税不服審判所は、2024 年 3 月 25 日、財産評価基本通達（「評価通達」）の総則 6 項の適用可否が争われた事案において、取引相場のない株式について同項の適用を認め、納税者敗訴の裁決（「本裁決」）を言い渡しました。

本裁決の事案は、被相続人が、その祖母が代表取締役を務める会社（「本件会社」）が発行し、当該祖母の相続により被相続人が取得した取引相場のない同社の株式（「本件株式」）について、その価額を評価通達の定める評価方法により評価して 1 株当たり約 197 万円で相続税の申告を行ったことに対して、税務当局が、本件株式の価額について評価通達の定めにより評価することは著しく不相当であるとして、異なる方法により算定された 1 株当たり約 375 万円の評価額を用いて、総則 6 項に基づき更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行ったというものです。

国税不服審判所は、①本件会社の事業年度を変更し、配当金の支払いを行うことにより約 50%もの税額が減少したことや、②それらの行為が被相続人の容態が悪化した後に税理士が提案した相続対策スキームに沿って行われたこと等を踏まえると、それらの行為は納税者の租税負担の軽減をも意図して行われたものであるとして、総則 6 項の適用を認めました。

本裁決は、最高裁令和 4 年 4 月 19 日判決の判断枠組み（同判決の詳細については、当事務所の [WEALTH MANAGEMENT NEWSLETTER 2022 年 5 月号 \(Vol.24\)](#) をご参照ください。）を踏まえた裁決であったことから注目を集めていたものであり、今後の動向が注目されます。

Client Alert

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 山岡 孝太

☎ 052-446-8659

✉ kota.yamaoka@mhm-global.com

12. 国際訴訟・仲裁：日本企業が勝訴した投資協定仲裁に関する最新の執行成功事例

2024年9月26日、米国のコロンビア特別区連邦地方裁判所は、スペインに対し、日本の大手エンジニアリング企業への支払いを命じた投資紛争解決国際センター（ICSID）の仲裁判断（*JGC Holdings Corporation v. Kingdom of Spain*、ICSID Case No. ARB/15/27）の執行を認める略式判決を下しました¹⁰。スペインは、仲裁判断の執行を避けるべく、仲裁廷の管轄権逸脱、forum non conveniens（提訴を受けた裁判所よりも適切な裁判所がある場合には訴えを却下できるという、コモン・ロー上の法理）及び執行手続の停止申立て等、様々な主張を展開したものの、裁判所はいずれの主張も排斥しました。本件は、投資家にとって、投資協定仲裁が有効な選択肢であることを再確認させてくれる事例の一つといえます。

そもそも、投資協定仲裁において、国が投資家への支払いを命じられた場合、当該国が任意に履行することは珍しくないとされています。また、本件のように、任意の履行がない場合でも、投資協定仲裁、特にICSID仲裁では、国が最後まで支払いを免れることは難しい傾向にあります。というのも、ICSID条約で規定されているICSID仲裁判断の取消事由は極めて限定的であり、一般的な商事仲裁に比べても、取消申立てが認められるハードルはさらに高くなっています。

また、ICSID条約が、ICSID仲裁判断の執行に関し、同仲裁判断は加盟国（現在158か国）における確定判決と同等に扱われるべきと規定していることもあり、加盟国の裁判所がICSID仲裁判断を尊重して執行を認める傾向が見て取れます。本件でも、ICSID条約の加盟国である米国の裁判所は、上記のとおりスペインの主張を退けたほか、投資協定仲裁判断の執行において問題となることの多い主権免除の論点についても進んで判断し、米国の主権免除ルールにおける仲裁に関する例外（仲裁合意及び仲裁判断が存在し、仲裁判断の執行について定めた条約がある場合は、主権免除の対象外）に当たるとして、主権免除による執行拒絶を行いませんでした。

こうした執行の成功例は、投資協定仲裁の追い風となるものであり、今後も、海外投資を行う日本企業による投資協定仲裁の活用が期待されます。

¹⁰ Civil Action No 23-2701 RC - Memorandum Opinion - 26 September 2024 及び Civil Action No 23-2701 RC - Order - 26 September 2024

Client Alert

パートナー 高橋 茜莉
☎ 03-6266-8786
✉ seri.takahashi@mhm-global.com
アソシエイト 齊藤 理木
☎ 03-5220-1925
✉ rick.saito@mhm-global.com

13. 国際通商／経済安全保障：中国輸出管理法の実施に関する条例が公表

2024年10月19日、中国輸出管理法の下位法令である「両用品目輸出管理条例」（「本条例」）が公表されました。本条例は、同年9月30日に公布されており、同年12月1日に施行される予定です。2020年12月に中国輸出管理法が施行されて以降、2023年4月に本条例がパブリックコメントに付されていました。

本条例で、特に日本企業への影響が大きい点として、再輸出規制の詳細が規定された点が挙げられます。本条例49条では、大要、外国の組織及び個人が、中国外において特定の仕向地の国及び地域並びに特定の組織及び個人に対し、一定の貨物、技術及びサービスを譲渡又は提供する場合、商務部が関連事業者に対して、本条例の規定を遵守するよう要請することができるとしています。一定の貨物、技術及びサービスとは、大要、①中国原産の特定の両用品目を含有、集積又は混合し、国外で製造された両用品目、②中国原産の特定技術等の両用品目を利用し、国外で製造された両用品目、及び③中国原産の特定両用品目をいいます。すなわち、米国輸出管理規則（EAR）における再輸出規制に相当する広範な再輸出規制が定められています。

本条例では、再輸出規制の対象となる両用品目が規定されておらず、商務部による関連事業者に対する要請の中で明らかにされる可能性があります。当該要請の方法は定められておらず、個別通知や公告等の方法が考えられます。本条例には、いわゆるデミニミスルールの規定が含まれていないところ、同様の規定が要請に含まれる可能性もあります。

本条例では、他にも米国輸出管理規則（EAR）における Unverified List に相当する監視対象エンドユーザーリストの導入、中国企業による外国政府による現場検証の受け入れ禁止、罰則の強化等が行われています。また、商務部司法部当局者による会見によれば、本条例の施行までに（軍用品、原子力、管理規制化学品以外の品目に関する）統一的な両用品目管理規制リストが公表されるということです。

Client Alert

パートナー 宮岡 邦生
☎ 03-6266-8738
✉ kunio.miyaoka@mhm-global.com
シニア・アソシエイト 大川 信太郎
☎ 03-6213-8150
✉ shintaro.okawa@mhm-global.com

14. 米国：HSR 法に基づく企業結合届出制度の改正を公表

FTC（連邦取引委員会）は、2024年10月10日、Hart-Scott-Rodino法（「HSR法」）に基づく企業結合届出書の書式及びこれに関連する指針並びに規則の改正を公表しました。

HSR法は、米国における企業結合の事前届出制度について定めている連邦法です。今回の改正は、1976年にHSR法が制定されて以降初めての届出書式の見直しであり、米国における企業結合を行う当事者にとっては大きな負担増となることが想定されています。FTCが行ったアンケート調査結果によれば、今回の改正に従って届出書及び添付書類を準備するためには、追加で平均68時間（また、水平又は垂直関係がある事案の場合は平均121時間）程度の時間が必要になると見込まれているとのことです。

HSR法に基づく届出は、取引対価が1億1,950万ドル（2024年10月時点）を超える企業結合取引に必要とされ、当事会社は、届出が受理されてから、少なくとも待機期間である30日間は取引を実行できません。当該待機期間中、米国競争当局は、対象となる取引について、競争法上の問題がないか評価することになります。

改正内容は多岐に亘りますが、例えば、今回の改正により、従前は要求されなかった、取引目的、当事会社の事業内容、対象企業の5%以上の株式を保有する少数株主、組織図、当事会社間で水平的に競合する製品やサービス、顧客情報、当事会社間の垂直的な供給関係等の詳細について、新たに説明を記載する必要があります。また、添付書類として新たに、「Supervisory Deal Team Lead」（当該取引の戦略的分析を行う監督責任者）が関与して作成された内部資料の提出が必要となりました。その他、懸念される外国企業や外国政府からの補助金や防衛又は諜報に関する契約についても開示する義務があるほか、英語以外の外国語の添付書類については、すべて英訳して提出することが義務付けられました。

今回の改正は、連邦官報（Federal Register）に告示されてから90日後に施行される予定です。なお、FTCは、今回の改正に伴い、2021年2月から停止されていた早期承認制度（Early termination）の運用を再開すると公表しています。

米国の届出制度に関する大きな改正であり、米国に関係する企業結合を行う当事会社は対応を検討する必要があるものと考えられます。

Client Alert

パートナー 梅津 英明
☎ 03-6212-8347/+1-646-255-1156
✉ hideaki.umetsu@mhm-global.com

パートナー 加賀美 有人
☎ 03-5223-7757/+1-646-255-1158
✉ aruto.kagami@mhm-global.com

パートナー 鈴木 信彦
☎ 03-6266-8952/+1-646-255-1159
✉ nobuhiko.suzuki@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 高田 和佳
☎ 03-6213-8113/+1-646-687-0173
✉ kazuyoshi.takada@mhm-global.com

15. 中国・アジア（インド）：インド企業結合規制の改正

インド競争法において、ある企業体の支配権、株式、議決権又は資産を取得する取引が同法上の「企業結合」(combination)の定義に該当する場合、インド競争委員会(Competition Commission of India)に対して事前届出を行う必要があります。2002年競争法(The Competition Act, 2002)を改正した2023年競争法(The Competition (Amendment) Act, 2023)において、この「企業結合」に該当するかの基準を含む改正が行われ、2024年9月10日から施行されています。合わせて、同日より、競争法の新たな施行規則である2024年インド企業結合規則(The Competition Commission of India (Combinations) Regulations, 2024)も施行されました。今回の改正における重要なポイントは、以下のとおりです。

(1) 企業結合への該当性基準として取引価値基準を導入

インド競争委員会に対して事前届出を行う必要が生じる「企業結合」に該当するかの基準につき、従前は、資産と売上高が基準として採用されていましたが、今回の改正により、資産基準及び売上高基準に加えて、新たに取引価値も基準として採用されることとなりました。具体的には、取引価値が200億インドルピーを超え、対象会社がインドで実質的にビジネスを遂行している場合、「企業結合」に該当し、インド競争委員会に対する事前届出を行う必要が生じることとなりました。

この点、資産と売上高のみを基準とする従前の制度においては、企業結合における対象会社のインド国内の資産又は売上高が一定の基準を下回る場合(インド国内の資産につき45億インドルピー以下、又はインド国内の売上高として125億インドルピー以下)、小規模取引として企業結合にかかるインド競争委員会への事前届出は不要とされる例外が定められており、かかる例外は引き続き適用されますが、この例外が、取引価値基準による企業結合には適用されないものとされました。

Client Alert

(2) 「取引価値」の定義

取引価値基準における「取引価値」については、2024年インド企業結合規則上、直接・間接を問わず、直ちに支払われるか支払いが繰り延べられるかを問わず、現金で支払われるか否かを問わず、すべての対価を含み、特に以下が含まれるとされています。

- ① 別途合意されている場合における売主に課される誓約・約束・義務・制約に係る対価
- ② 相互に関連する取引に係る対価
- ③ 技術支援契約、知的財産権のライセンス契約、製品・サービスの使用権に係る契約等が対象取引の一部として又は付随して締結され、その対価が対象取引の効力発生日から2年以内に支払われる対価
- ④ コール・オプションの対価
- ⑤ 将来の結果に基づき支払われる旨明記されている対価

(3) 取引価値基準への経過措置の不存在

今回の改正で、取引価値基準について、経過措置は定められていません。したがって、施行日である2024年9月10日以前に取引に係る契約が締結されていたとしても、同日時点で完全に実行されていない取引は、取引価値基準に照らして「企業結合」に該当する場合、インド競争委員会への事前届出が必要となります。

(4) 企業結合審査の審査期間の短縮

インド競争委員会による企業結合審査の「Phase 1」の審査（企業結合の届出後に行われる第1段階の審査）の期間が、従前30営業日であったものが、30暦日に短縮されました。また、インド競争委員会が「Phase 1」の審査の期間内に企業結合の届出を承認しない判断を行った場合には「Phase 2」の詳細審査に移行することとなりますが、Phase 2の詳細審査に移行する場合に定められていたインド競争委員会による全体の審査期間についても、従前210暦日であったものが、150暦日に短縮されました。

以上のとおり、今回のインド企業結合規制に関する改正は、日本企業にとっても重要なポイントを含むものとなっています。とりわけ、新たに導入された取引価値基準に基づき、日本企業がインド競争委員会への事前届出を行うことが必要とされるケースが生じ得る点につき、留意が必要です。

パートナー 小山 洋平
☎ 03-5220-1824
✉ yohei.koyama@mhm-global.com
カウンセラー 臼井 慶宜
☎ 06-6377-9405
✉ yoshinori.usui@mhm-global.com

Client Alert

16. 新興国（ルワンダ）：知的財産法の全面改正

ルワンダ共和国（「ルワンダ」）は、東アフリカ中部に位置し、風光明媚な自然景観を有する国です。

同国は、長らく民族間での紛争が続き 1994 年には全国民の 20%にも相当すると言われる数の被害者を出したジェノサイド（大量虐殺）が起こったことでも知られていますが、その後、このような凄惨な負の歴史を乗り越え、国民融和・和平が進められてきました。

また、経済面でも、ICT 立国を国家目標の一つに掲げ、「アフリカの奇跡」とも呼ばれる急速な経済成長を果たし、「アフリカのシンガポール」とも形容され、投資先としても近年各国から注目を浴びています。

このルワンダにおいて、2024 年 7 月 31 日付で知的財産保護に関する新法（2024 年 6 月 20 日 055/2024 号）（「新法」）が制定され、同日施行されました。新法は、2009 年に制定された知的財産保護に関する法律（2009 年 10 月 26 日 31/2009 号）（「旧法」）に代わるもので、同国における知的財産制度を大幅に改正するものであり、以下、重要な改正内容の一部をご紹介します。

➤ 所轄行政

- 知的財産権の管理を所轄する行政当局について、旧法下では、複数の省庁が指定されそれぞれの権限に重複関係もあるといった問題点が指摘されておりましたが、新法は、独立かつワンストップの知的財産管理当局を創設することが規定されました。

➤ 特許関連

- 通常の特許出願に先立って、出願日を確保するための簡易な特許出願のための制度である仮特許出願制度が導入され、これにより、発明者に対する保護の提供が柔軟に可能となりました。
- 特許出願手続の内容にも変更があり、出願人は、特許登録機関による特許権の付与の前であっても、特許出願の内容を修正することが認められ、これにより、柔軟な特許申請が可能となります。
- ルワンダは、特許の国際出願に係る特許協力条約（PCT）及びアフリカ広域知的財産機関（ARIPO）加盟国における域内出願に係るハラレ議定書の加盟国ですが、新法では、これらの国内法化に関する規定を追加しました。
- 旧法下では、政策的に医薬品は特許保護の対象外とされていましたが、新法では、公衆衛生の保護及び国内の医薬品製造開発企業への技術革新の奨励とのバランスをとる観点から、保健担当大臣の指定するものを除き、特許出願が認められるようになりました。

Client Alert

➤ 商標関連

- 商標出願書類等において不完全な部分があった場合の補正期間が、従来の7日間から14日間に延長され、また、商標登録の条件として、競争の減殺、取引の制限、市場支配力の濫用等の効果を有する場合等悪意ある商標登録申請は拒絶対象であることが明示されました。
- ルワンダは、商標の国際出願に係るマドリッド協定議定書（通称マドプロ）にも加盟しているところ、新法では、国際出願について、国際登録日から12ヶ月以内にルワンダ当局が拒絶通知を行わない場合には、国内登録を承認したものとみなす等の規定が整備されました。

新法は、ルワンダの知的財産法を大幅に近代化・拡充する内容であり、同国におけるビジネス上、予見可能かつより利用しやすい知的財産法制度が整備されたといえるため、今後、新法を踏まえた政省令の制定を通して、ビジネス環境のより一層の改善・向上に資するものと期待されます。

カウンセル 佐藤 貴哉

☎ 03-6266-8543

✉ takaya.sato@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 筑井 翔太

☎ 03-6212-8394

✉ shota.tsukui@mhm-global.com

アソシエイト 緒方 彰大

☎ 03-5220-1912

✉ shota.ogata@mhm-global.com

Client Alert

セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー 『営業秘密侵害の予防策と有事における実務対応～営業秘密の保護のための予防策から万一の際の刑事・民事の実務対応まで元検事が明快に解説～』
配信期間 2024年11月1日（金）10:00～2024年11月29日（金）17:00
講師 今泉 憲人
主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『上場企業エクイティ・ファイナンス実務基礎講座～基本的な手順・書類・スケジュールから注意すべきポイント、最近の動向まで～』
配信期間 2024年11月1日（金）10:00～2024年12月26日（木）17:00
講師 宮田 俊
主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『改正 FIT 法における効率的な説明会や事前周知の運用について』
開催日時 2024年11月12日（火）10:00～12:00
講師 村上 祐亮
主催 一般社団法人太陽光発電協会（JPEA）

- セミナー 『クレディスイス AT1 債 無価値化してしまった投資家の皆様へ』
開催日時 2024年11月13日（水）12:00～13:00
講師 Patrick Moloney（LCM Chief Executive Officer）
大石 篤史、関戸 麦、ダニエル・アレン
主催 Litigation Capital Management
【参加方法】
「会場参加」または「ライブ配信参加（Zoom）」より選択
【お申込みに関して】
参加をご希望の方は、参加方法（会場またはライブ配信）・氏名を記載の上、以下までご連絡ください。
森・濱田松本法律事務所 AT1 債国際仲裁セミナー担当
mhm_at1@mhm-global.com
（お申込み期限：11月8日（金））

- セミナー 『企業価値担保権の導入にあたり、注意すべきポイントと対応策』
開催日時 2024年11月18日（月）10:00～12:00
講師 倉持 喜史、松井 裕介
主催 株式会社金融財務研究会

Client Alert

- セミナー 『下請法の転換期に向けて！事例で学ぶ下請法実務と法務がやるべき体制づくり』
開催日時 2024年11月19日（火）12:00～13:00
講師 柿元 将希
主催 BUSINESS LAWYERS／弁護士ドットコム株式会社

- セミナー 『第26回 SARBLAB セミナー 「人権デューデリジェンス」』
開催日時 2024年11月19日（火）14:00～15:00
講師 小田 大輔
主催 一般社団法人第二地方銀行協会 SARBLAB 室

- セミナー 『生成AI活用における著作権法上の論点』
開催日時 2024年11月20日（水）15:00～16:30
講師 増田 雅史
主催 一般社団法人日本映像ソフト協会オフィス

- セミナー 『人類は「AIの時代」にどう向き合うべきか～法制度の視点から～』
開催日時 2024年11月21日（木）14:55～15:55
講師 増田 雅史
主催 茨城県立水戸第一高等学校・附属中学校

- セミナー 『医療機器プログラム・ヘルスケアアプリを取り巻く法規制と関係事業者が留意すべきポイント』
開催日時 2024年11月21日（木）16:30～18:30
講師 徳田 安崇
主催 JPI（日本計画研究所）

- セミナー 『スタートアップ企業との協業・提携のポイント』
開催日時 2024年11月22日（金）10:00～12:00
講師 岡野 貴明
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『生成AIを組み込んだサービスの利用規約作成のポイント』
開催日時 2024年11月25日（月）12:00～13:00
講師 増田 雅史
主催 BUSINESS LAWYERS／弁護士ドットコム株式会社

Client Alert

- セミナー 『【eメタンの導入のための諸論点】 都市ガスのカーボンニュートラル化に向けた規制・制度のポイント』
開催日時 2024年11月25日（月）13:30～15:30
講師 木山 二郎
主催 株式会社日本ナレッジセンター

- セミナー 『《基礎から学ぶ》中国における環境規制の概説と最新動向』
開催日時 2024年11月25日（月）14:00～16:00
講師 五十嵐 充、水本 真矢
主催 一般財団法人企業研究会

- セミナー 『Cyber Initiative Tokyo 2024～生成AIがもたらす脅威と対策～』
開催日時 2024年11月26日（火）13:55～14:45
講師 岡田 淳
主催 株式会社日本経済新聞社、株式会社日経BP

- セミナー 『ケーススタディ！ 役職員不正対応～具体的な調査手法から民事刑事対応・役職員処分も解説～』
開催日時 2024年11月28日（木）13:30～16:30
講師 今泉 憲人
主催 株式会社経営調査研究会

- セミナー 『日本DPO協会 第33回個人情報保護セミナー「プライバシーとテクノロジーをめぐる議論の現在地」』
開催日時 2024年11月28日（木）15:00～16:00
講師 岡田 淳
主催 一般社団法人日本DPO協会

- セミナー 『【司法試験受験生・ロースクール生／若手弁護士対象・無料】サイバーセキュリティ分野の最前線を走る3名の弁護士が解説する、新規分野を切り拓く方法』
開催日時 2024年11月28日（木）17:00～18:00
講師 蔦 大輔
主催 Business & Law 合同会社

Client Alert

- セミナー 『「ビジネスと人権」に関する最新動向と実務対応～日本政府ガイドラインと EU の CSDDD も踏まえて～』
開催日時 2024 年 12 月 4 日（水）10:00～12:00
講師 御代田 有恒
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『著作権を巡る実務上の問題とその解決策～社内利用・契約利用に関する悩ましい問題から、生成 AI など近時のトピックまで徹底解説～』
開催日時 2024 年 12 月 6 日（金）10:00～13:00
講師 佐々木 奏
主催 一般社団法人企業研究会

Client Alert

文献情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『経済安全保障時代の対抗措置 日・米・EU・中・露と国際秩序』
(2024年8月刊)
※『新時代の相互主義 地殻変動する国際秩序と対抗措置』のKindle版
出版社 株式会社文真堂
著者 宮岡 邦生 (共著)

- 本 『2024年版 年間労働判例命令要旨集』(2024年9月刊)

出版社 株式会社労務行政
著者 北 和尚、五十嵐 充、澤 和樹、平岡 優、渡邊 悠介、對馬 陸、佐藤 万理、大屋 広貴、柴原 宏季、齋藤 野花、齋藤 愛乃、森 琢真、石川 稜也、岩並 野乃佳、金 伽耶、佐々木 里紗、島田 真志、助川 結理、平田 亜佳音、福本 滯、山屋 大輝、志村 真人、鈴木 晴人、中野 竹彦、南條 亜麻人、西岡 佑馬 (共著)

- 本 『生成AIを使って小説を書くときのルール (『AIとの対話で物語のアイデアが広がる 小説を書く人のAI活用術』所収)』(2024年10月刊)

出版社 株式会社インプレス
著者 上村 哲史 (共著)

- 論文 「大量保有報告制度の改正と実務への影響」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2368
著者 石綿 学、越智 晋平 (共著)

- 論文 「クロスセクター・サイバーセキュリティ法 (第10回・完) サイバーセキュリティ×防災—サイバーリスクに備えたBCPの策定」
掲載誌 NBL No.1272
著者 田中 亜樹、蔦 大輔、平岡 優、橘川 文哉 (共著)

Client Alert

- 論文 「論説 日医工株式会社の事業再生 ADR 事例」
掲載誌 金融法務事情 No.2240
著者 山崎 良太、久保田 修平、松井 裕介、川端 遼（共著）

- 論文 「外国投資信託でない外国籍信託型ファンドの金融規制上・税務上の位置付け」
掲載誌 金融法務事情 No.2240
著者 坂東 慶一

- 論文 「概説 AI 時代における自動運転車の社会的ルールの在り方検討サブワーキンググループ 報告書」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.24 No.10
著者 佐藤 典仁

- 論文 「〈特集 経済安全保障のゆくえ〉変容する輸出管理制度—各国の政策動向を踏まえて」
掲載誌 ジュリスト No.1601
著者 梅津 英明、滝口 浩平、森 琢真（共著）

- 論文 「〈特集 経済安全保障のゆくえ〉基幹インフラ審査制度—サプライチェーン・サイバーセキュリティ」
掲載誌 ジュリスト No.1601
著者 蔦 大輔、新井 雄也（共著）

- 論文 「〈時論〉令和 6 年 11 月のフリーランス法施行に向けて—政省令、ガイドライン等を踏まえて」
掲載誌 ジュリスト No.1601
著者 森田 茉莉子

- 論文 「東洋ゴム免震偽装株主代表訴訟判決の解説」
掲載誌 月刊監査役 No.766
著者 太子堂 厚子

- 論文 「EU 企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令の概要と日本企業への影響」
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.36 No.10
著者 塚田 智宏、平田 亜佳音（共著）

Client Alert

- 論文 「〈特集 通常国会で制定・改正された重要法律～そのポイントと実務への影響～〉セキュリティ・クリアランス制度創設とその背景—民間企業に何が求められるか」
掲載誌 会社法務 A2Z No.208
著者 梅津 英明、蔦 大輔、滝口 浩平、新井 雄也（共著）
- 論文 「「対話で理解する」「学びを実務へ」情報管理のエッセンス（1）情報管理に係る法令の全体像」
掲載誌 会社法務 A2Z No.208
著者 田中 浩之、蔦 大輔、北山 昇、塩崎 耕平（共著）
- 論文 「2024年10月1日施行！景表法に導入された確約手続の概要」
掲載誌 BUSINESS LAWYERS
著者 嶋村 直登
- 論文 「〈Robotics 法律相談室（109）〉AI時代における自動運転車の社会的ルールの在り方はどのようなものか」
掲載誌 日経 Robotics 2024年9月号
著者 佐藤 典仁、大山 拓真、真田 大慶（共著）
- 論文 「中国ビジネス Q&A 中国の輸出規制の最近の動向」
掲載誌 日中経協ジャーナル 2024年9月号
著者 石本 茂彦
- 論文 「連載 テクノロジー×著作権理解を深めるキーワード」
⑥プロンプトエンジニアリング
⑦ファインチューニング
掲載誌 月刊コピーライト No.761 Vol.64、No.762 Vol.64
著者 岡田 淳
- 論文 「親族等に事業承継する者がいない場合などに検討すべき M&A とその法務と税務—第 11 回 アーンアウト—」
掲載誌 国税速報 第 6816 号
著者 小山 浩、高橋 悠、河野 隆太郎（共著）
- 論文 「なりすまし・不正ログインの犯人への法的措置と当局への報告等」
掲載誌 UNITIS
著者 蔦 大輔、嶋村 直登（共著）

Client Alert

- 論文 「個人情報保護法の次回改正に向けた中間整理に見る、漏えい等対応の実務上の課題」
掲載誌 UNITIS
著者 蔦 大輔

- 論文 「〈特集〉押さえておきたい不動産の共有リスクと解消法」
掲載誌 地主と家主 Vol.169
著者 長谷川 博一（共著）

- 論文 「Lexology In-Depth: Venture Capital Law Edition 4 - Japan Chapter」
掲載誌 Lexology In-Depth: Venture Capital Law Edition 4
著者 棚橋 元、石田 幹人、飯島 隆博（共著）

- 論文 「Lexology Panoramic: Private M&A 2025 - Myanmar Chapter」
掲載誌 Lexology Panoramic: Private M&A 2025
著者 武川 丈士、ジュリアン・バレンジー、テッテツ・アウン、ニルマラン・アミルタネサン（共著）

- 論文 「Lexology In-Depth: Insolvency Edition 12- Japan Chapter」
掲載誌 Lexology In-Depth: Insolvency Edition 12
著者 片桐 大、原田 昂、石田 祐一郎（共著）

- 論文 「Chambers Global Practice Guides Joint Ventures 2024 - Japan Chapter」
掲載誌 Chambers & Partners
著者 松下 憲、佐藤 典仁、邊 英基、鈴木 信彦（共著）

Client Alert

NEWS

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- **Who's Who Legal: Japan 2024 にて当事務所の弁護士が選出されました**
Law Business Research が発行する Who's Who Legal: Japan 2024 にて、当事務所の弁護士が以下の分野にて National Leader に選出されました。
 - ・ Arbitration
関戸 麦、ダニエル・アレン
 - ・ Banking
佐藤 正謙、堀 天子
 - ・ Capital Markets
佐藤 正謙、藤津 康彦、鈴木 克昌、尾本 太郎、熊谷 真和、根本 敏光、田井中 克之
 - ・ Commercial Litigation
関戸 麦
 - ・ Competition
伊藤 憲二、宇都宮 秀樹、加賀美 有人、高宮 雄介
 - ・ Construction & Real Estate
佐藤 正謙、諏訪 昇、小澤 絵里子、石川 直樹、佐伯 優仁、蓮本 哲
 - ・ Data
小野寺 良文、増島 雅和、岡田 淳、田中 浩之、松本 亮孝
 - ・ Insurance & Reinsurance
吉田 和央
 - ・ Intellectual Property
小野寺 良文
 - ・ Labour & Employment
高谷 知佐子
 - ・ M&A and Governance
河井 聡、土屋 智弘、石綿 学、大石 篤史、紀平 貴之、内田 修平、関口 健一
 - ・ Private Funds
竹野 康造、三浦 健、小澤 絵里子、田中 光江
 - ・ Project Finance
前田 博、小林 卓泰
 - ・ Trade & Customs
高宮 雄介
- **asialaw Awards 2024 にて受賞しました**
asialaw 主催の asialaw Awards 2024 の授賞式が 2024 年 9 月 26 日にマレーシアで行われ、当事務所および当事務所のバンコクオフィス (Chandler MHM Limited)

Client Alert

は以下のカテゴリーにて受賞しました。

森・濱田松本法律事務所

JURISDICTIONAL AWARDS

- ・ Japan Female Lawyer of the Year: 高谷 知佐子

Chandler MHM Limited

CLIENT CHOICE AWARDS

- ・ Thailand Lawyer of the Year: ジェッサダー・サワッディポン
- ・ Thailand Honorable Mention Lawyer: タナナン・タマキアット

- [Global IP Awards 2024](#)にて [Japan Trademark Litigation Firm of the Year](#) を受賞しました

IAM 及び WTR による Global IP Awards 2024 の授賞式が 2024 年 10 月 17 日にロンドンで開催され、当事務所は Japan Trademark Litigation Firm of the Year を受賞しました。

Global IP Awards は、知的財産法に関する訴訟、起訴、取引業務における弁護士事務所の業績を称えるものです。

- [関戸 麦 弁護士が ALB Top 15 North Asia Litigators 2024](#) に選出されました
トムソン・ロイターが発行する国際的法律雑誌 Asian Legal Business (ALB) Asia 2024 年 10 月号にて、関戸 麦 弁護士が ALB Top 15 North Asia Litigators 2024 に選出されました。

- [アルファ・デヴィ・セティアワティ 弁護士が ALB Asia 40 Under 40 2024](#) に選出されました

トムソン・ロイターが発行する国際的法律雑誌 Asian Legal Business (ALB) Asia 2024 年 10 月号の特集「Asia 40 Under 40 2024」にて、当事務所のジャカルタオフィス (ATD Law in association with Mori Hamada & Matsumoto) よりアルファ・デヴィ・セティアワティ 弁護士が選出されました。

Asia 40 Under 40 は、毎年、アジアの国々より 40 歳未満の弁護士が 40 名選出される企画です。

- [岡田 淳 弁護士が一般社団法人ダークパターン対策協会 理事に就任しました](#)

- [佐藤 典仁 弁護士が国土交通省「ロボットタクシー導入に向けた自動運転における自賠法上の損害賠償責任に関する検討会」構成員、「自動運転車の安全性能確保策に関する検討会」構成員、「交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会自動](#)

Client Alert

運転ワーキンググループ」構成員に就任しました

- 堀尾 貴将 弁護士が国立研究開発法人科学技術振興機構『ムーンショット型研究開発事業「ヘルスケア向け汎用ロボット技術検討委員会」』委員に就任しました